

## 微量 P C B 混入廃電気機器等の処理方策について

### 1. これまでの経緯

ポリ塩化ビフェニル( P C B )については昭和 47 年から新たな製造がなくなったが、それ以降に製造され、P C B を使用していないとする電気機器等に、数十 ppm 程度の P C B に汚染された絶縁油を含むものが存在することが平成 14 年 7 月に判明した。その量は、電気機器が約 120 万台、O F ケーブルが約 1,400km に上るとの推計があり、このような微量の P C B に汚染された電気機器等が廃棄物となったもの(以下「微量 P C B 混入廃電気機器等」という。)の処理について、技術的に安全・確実で、かつ廃棄物の特性を踏まえた処理方策に係る検討が求められている。

そこで、微量 P C B 混入廃電気機器等の処分方法、収集運搬方法及び測定等に必要な検討を行うため、平成 19 年 4 月から「微量 P C B 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」において、微量 P C B 混入廃電気機器等の処理に必要な方策を検討してきた。その中で、平成 20 年 9 月に検討内容を中間的整理としてとりまとめたところ。

### 2. 微量 P C B 混入廃電気機器等の処理方策の中間的整理(概要)

#### (1) 微量 P C B 混入廃電気機器等の処分方法

- ・微量 P C B 混入廃電気機器等に関する焼却実証試験において、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認。
- ・従来の都道府県知事による許可に加えて、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、微量 P C B 混入廃電気機器等に限り、環境大臣が微量 P C B 混入廃電気機器等の処理業者について認定を行うことが適当。
- ・P C B の漏洩防止のための廃棄物の取扱方法や処分後に生ずる廃棄物の処理方法、処分状況、排ガスや維持管理の状況に関する情報公開の方法など、処分に当たり留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することが適当。 など

## ( 2 ) 収集運搬

- ・微量 P C B 混入廃電気機器等の収集運搬に関するガイドラインを作成し広く周知を図ることが適当。

## ( 3 ) 測定方法

- ・微量の P C B が混入している可能性がある廃電気機器等について、絶縁油に含まれる P C B 濃度の測定方法に関する検討を更に進め、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用を図ることが適当。 など

## ( 4 ) その他留意事項

- ・微量 P C B 混入廃電気機器等の保管状況や、使用後に適正に廃棄され、処分が行われること等について更なる把握を行い、全容を踏まえた計画的な処理体制の整備に努めることが適当。
- ・微量 P C B 混入廃電気機器等の保管事業者等に対し、それらの適正な処理を促すことを目的として、微量 P C B 混入廃電気機器等の適正処理の必要性等について周知することが適当。
- ・微量 P C B 混入廃電気機器等の処理に関し、処理施設の周辺住民等の安心感を得ることを目的として、微量 P C B 混入廃電気機器等の処理の必要性や安全性について必要な情報の提供を行うとともに、周辺住民等との対話などを進めることで、微量 P C B 混入廃電気機器等の円滑な処理を図っていくことが適当。 など

## 3 . 今後の予定

- ・今年度末を目途に、「微量 P C B 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」において、微量 P C B 混入廃電気機器等の処理方策のとりまとめを行うとともに、無害化処理認定制度に基づく特例制度の対象に微量 P C B 混入廃電気機器等を追加することにより、処理体制の整備を図る。
- ・また、焼却や収集運搬に当たり留意すべき事項をまとめたガイドラインの作成、微量の P C B の測定方法の検討等を行い、処理体制の整備が効果的になされるための施策の展開を図っていく予定。